

平成28年度バイオマスプラスチックの二酸化炭素削減効果及び 信頼性等検証事業公募要領

平成28年7月
環境省地球環境局

環境省では、バイオマスプラスチックの活用によりエネルギー起源CO₂削減を推進するため、平成28年度より、国内におけるバイオマスプラスチックの用途を抽出し、当該用途におけるCO₂削減効果、信頼性等の検証を行います。

下記の要領により、本事業の実施主体を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

目次

1. 本事業の目的と性格
2. 本事業の対象、実施期間等
3. 本事業の応募要件及び実施体制
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び手続
7. その他

1.本事業の目的と性格

○バイオマスプラスチックの活用を促進し、地球温暖化対策の推進に貢献することを目的としています。

環境省では、製品の軽量化・燃費改善等による地球温暖化対策への多大な貢献が期待できるバイオマスプラスチックについて、CO₂削減効果検証、早期社会実装等を推進することとしています。

このような中、従来の石油由来汎用プラスチックに遜色のない特性を有するバイオマスプラスチック材料が上市されつつあり、また、300℃程度以上の耐熱性を有する高耐熱バイオマスプラスチック材料の開発も進められています。しかし、それらの用途やCO₂削減が明確でない、信頼性評価が十分で行われていない等の理由から、それらの市場への導入量は限定的です。そこで、本事業では、

- エネルギー起源CO₂削減に資すると想定されるバイオマスプラスチックの用途を抽出し、当該用途におけるCO₂削減効果や信頼性を検証します。
- 上記用途において、バイオマスプラスチック導入に当たってのコスト面、調達面、規制面等における課題を抽出し、その対策や副次的効果を検討します。

これらの検討を通してバイオマスプラスチックの活用を促進することで、エネルギー起源CO₂を削減し、地球温暖化対策の推進に貢献することを目的とします。

○委託事業の性質について

本事業は委託事業です。委託事業は、環境省からの委託を受け、試験機等を用いてデータを収集し、知見を得るもので、その後の社会実装につながる事業です。採択後は委託契約を締結し、当該事業の完了後に環境省に対し報告を行った上で、完了した事業が契約の内容に適合すると認められる場合に金額の支払いを受けるものです。なお、経費については、「5(8)委託業務に計上できる経費について」を参照してください。

○採択に係わる手順について

公募により提案のあった事業を、審査委員会において審査した上で、選定・採択します。

応募に当たり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味を持ちません。採択の陳情等は厳に慎んでください。また、合否通知以前に環境省幹部及び担当者へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

2. 本事業の対象、実施期間等

(1) 本事業の対象について

以下のAもしくはBに記載の条件を満たす事業を対象として、公募を行います。採択に当たっては、外部有識者から成る審査委員会において厳正な審査を行い、採択事業を決定します(「4. 公募から採択までの流れ」参照)。

A. 汎用バイオマスプラスチックの用途提案及びCO₂削減効果等検証に係る事業

- ① 国内において事業を行うこと。
- ② バイオマス由来の原料から合成されたプラスチックもしくはバイオマス素材がブレンドされたプラスチックを用いて事業を行うこと。
- ③ 上記バイオマスプラスチック材料は、環境省において別途検討中のセルロースナノファイバー*をブレンドしたプラスチックと比較して、成型性、透明性、均一性等の観点で優位性があること。
- ④ 上記バイオマスプラスチック材料は開発済であり、少なくとも材料の調達、部材の成型・評価が可能な成熟度であること。
- ⑤ 事業開始時点において、③の優位性を活かした用途及び信頼性等の評価項目が概ね決定していること。また、エネルギー起源CO₂削減効果、波及効果が大きいと見込まれること。
- ⑥ 事業の中で、エネルギー起源CO₂削減効果の検証、部材の成型や評価、市場導入に当たってのコスト面、調達面、規制面等における課題抽出・対策検討を行うこと。
- ⑦ 業務の実施において、地方公共団体や企業との連携が構築されていること。

B. 高耐熱バイオマスプラスチックの用途提案及びCO₂削減効果等検証に係る事業

- ① 国内において事業を行うこと。
- ② バイオマス由来の原料から合成されたプラスチックもしくはバイオマス素材がブレンドされたプラスチックを用いて事業を行うこと。
- ③ 上記バイオマスプラスチック材料の耐熱温度が、環境省において別途検討中のセルロースナノファイバー*の耐熱温度(最高290℃程度)を超えていること。
- ④ 上記バイオマスプラスチック材料は開発済であり、少なくとも評価サンプルを作製出来る成熟度であること。
- ⑤ 事業開始時点において、③の耐熱性を活かした用途及び評価項目が概ね決定していること。また、エネルギー起源CO₂削減効果、波及効果が大きいと見込まれること。
- ⑥ 事業の中で、エネルギー起源CO₂削減効果の検証、評価サンプルの作製・評価、市場導入に当たってのコスト面、調達面、規制面等における課題抽出・対策検討を行うこと。

*セルロースナノファイバーの特性については、下記等を参照してください。

・「Nanocellulose Symposium2014」配布資料(2014年3月)

<http://vm.rish.kyoto-u.ac.jp/W/LABM/wp-content/uploads/2014/04/nanocellulosesymposium2014abstract.pdf>

・「セルロースナノファイバー強化による自動車用高機能化グリーン部材の研究開発」NEDO成果報告書(2013年2月)

<http://vm.rish.kyoto-u.ac.jp/W/LABM/wp-content/uploads/2014/01/fd99748c35cc0315e96a856e6d8f2de3.pdf>

(2) 予算額について

採択事業1件当たりの予算額の上限は1億円程度とします。平成28年度については、採択事業の事業費の合計が2億円以下となるよう、外部有識者から成る審査委員会を経て決定されます。平成29年度以降については、それぞれ当該年度の予算の範囲内において、外部有識者から成る中間評価を経て決定されます。

(3) 事業実施期間等について

原則として3年間以内とします。ただし、各年度における本事業の予算措置がなされることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施及び希望する事業費を保証するものではありません。また、毎年度、外部

有識者から成る中間評価等の審査を行い、事業の継続により期待される成果が認められない場合においては、計画の見直しや事業の中止を指示することがありますので予めご了承ください。

3. 本事業の応募要件及び実施体制

(1) 応募できる事業者の要件

本事業に応募できる者は、下記に該当する者とします。

- ア 民間企業
- イ 地方公共団体
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- オ 法律により直接設立された法人
- カ 大学
- キ その他環境大臣が適当と認める者

なお、上記の者において実際に事業を実施する方については、5%以上のエフォートを必須とし、他の実施・提案中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意ください。

また、事業に参画する方で上記エ及びカに当てはまる方は、あらかじめ次の各事項について所属機関等の承認を得てください。

- ・ 事業の実施を所属機関等の業務(公務)として行うこと。(独立行政法人に属する参画者に係る承認については、この限りではない。)
- ・ 所属機関等の経理担当部局が事業費の管理等を行うこと。

(2) 事業の実施体制について

本事業は、複数の事業者等による共同事業、複数の事業者等から構成されるコンソーシアムによる共同事業、又は単独の事業者等による事業のいずれの形態で行うことも可能です。

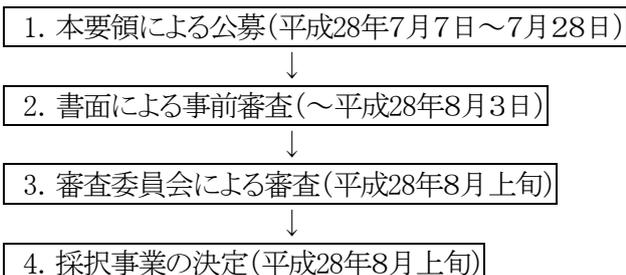
まず、事業の代表者を決めていただきます(単独の事業者等による事業の場合を除く)。

代表者は、応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たり総括的な責任を有します。代表者は、事業が採択された後は、円滑な事業の推進と目標達成のために、他の応募者を代表して技術開発推進に係る取りまとめを行うとともに、応募者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、技術開発の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

なお、事業の実施体制は、中間評価における指摘事項への対応や組織変更等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業開始当初に登録されていない事業者等を途中で追加する等の変更はできません。

4. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れとスケジュールは、おおむね以下のとおりとすることを予定しています。



○採択について

応募者より提出された応募書類について、本公募要領に記載の要件を満たすか否か書面審査を行い、書面審査を通過した応募書類について、平成28年度バイオマスプラスチックの二酸化炭素削減効果及び信頼性等検証事業に関する応募書類審査の手順について(別添1)及び平成28年度バイオマスプラスチックの二酸化炭素削減効果及び信頼性等検証事業に関する応募書類審査基準及び採点表(別添2)に基づき厳正に審査を行い、採択する事業を決定します。

採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。また、審査結果に対するご意見には対応致しません。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 他助成事業への応募の禁止

環境省を含む他の助成事業等により実施中の実証事業と内容が類似しているものについては、本事業へ応募できません。

また、本事業への応募後、当該応募と内容が同じ実証事業等が、他の助成事業等に採択された場合は、直ちに対応する環境省の部局にご連絡ください。(問い合わせ先は「7. その他」参照)

なお、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の助成事業担当者(独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(2) 代表者の変更等の措置

代表者は、やむを得ない事由により事業の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得ていただきます。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択や採択の取消し、委託契約の解除、事業費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(4) 経費の適正な管理について

各事業者の責任において経費の管理が適正に行われるよう、各事業者等は経費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。

(5) 事業の中止等の措置

代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について環境省と協議するようになしてください。

(6) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。本事業実施中、あるいは完了後に、ご発表いただく場合もございますので、ご了承ください。

(7) 事業概要等資料の提出について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や、事業完了直後の達成度に係る評価、また事業完了後の実用化に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、資料の提出等を適宜求めることとしています。この点にご協力いただけない方は、本事業への応募をご遠慮ください。

(8) 委託業務に計上できる経費について

事業の実施に必要な経費として計上できる経費の区分は、下記のとおりです。

人件費	人件費	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の人件費は、当該業務に直接従事する者(以下、「業務従事者」という。)の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与を計上する。 仕様書等において算出方法等が指定されている場合にはそれによることとし、指定がされていない場合には、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」に規定する計算方法により算出するものとする。 地方公共団体が応募する場合は、人件費を計上することはできません。
業務費	旅費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 経費の算出に当たっては、仕様書等において「国家公務員の旅費等に関する法律」に準ずること等の指定がされている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。 なお、出張が当該業務以外の業務と一連のものとなっており、当該業務以外の業務に係る経費が存在する場合は、当該業務に係る部分とその他の業務に係る部分に区分し、当該業務に係る経費のみを計上する。 受託者においては当該業務に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等を計上する。 経費の算出に当たっては、仕様書等において謝金単価等が指定されている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。
	設備品費※	<ul style="list-style-type: none"> 備品の購入は原則認めない(備品は、取得価格が50,000円以上の物品をいう)。 事業の実施に必要な設備・備品はリースやレンタルにより調達すること。
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 取得価格が50,000円未満の物品に係わる経費を計上する。 なお、取得価格が50,000円以上の物品であっても、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。 (試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等)
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。 なお、計上する経費は業務委託期間中に使用した部数又は仕様書等により環境省に提出することを指定された部数のみとすること。
	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。(電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等) なお、通信運搬費として計上する経費は当該業務に直接必要であることが証明することができるものとし、受託者において当該業務以外の業務でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。
	借料及び損料	<ul style="list-style-type: none"> 業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該業務を実施するにあたり直接必要となる物品、不動産等の借料を計上する。 リース等により調達した物品は当該業務のみに使用することとし、リース料等については、当該業務の業務期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。 なお、受託者の事務所の家賃や共用部分等の当該業務のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととし、借料として計上することは認めない。
	会議費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等を計上する。 なお、会場の選定及び飲料等の購入に当たっては、必要以上に高価又は華美で

	あつたり、広さや個数が過剰になったりしないよう、出席者を確認し必要最小限度とすること。
雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費(当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等)を計上する。 一般管理費を含むものは、「外注費」として計上する。
外注費	<ul style="list-style-type: none"> 当該業務を行うために必要な経費のうち、受託者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。 再委託に当たっては事前に環境省の承諾を得る必要がある。 人件費、業務費、一般管理費の合計額の2分の1を超える額を計上することは認めない。 また、再委託を行う場合は、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」において示す経理処理に準じて行うことを再委託する者に周知し、再委託する者への支払額を確定する際には受託者が経費算出の根拠資料等の確認を行い、適切であると判断された額を精算報告書に計上すること。
一般管理費	事業の遂行に関連して間接的に必要とする経費 (直接経費(外注費及び共同研究費除く)に10分の1.5を乗じて得た金額以下)
共同事業費	委託先が委託業務の一部を第三者と共同で実施するための経費(一般管理費相当分を含む)

※本事業では、原則備品の購入は出来ません。

※試作品については、事業の終了をもってその用を足さなくなる物品であるため、事業終了後は原則として撤去もしくは廃棄となります。

※この他、経費の取扱や精算に必要な書類等については、「環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針」(平成25年8月環境省大臣官房会計課)に準拠します。

基本方針URL → ["http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/notice/bp-ebcc.pdf"](http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/notice/bp-ebcc.pdf)

6. 応募書類及び手続

(1) 応募の手続及び受付期間について

下記資料に必要な事項を記入の上、全て「7. その他」の環境省のメールアドレスに送付してください。提出は1ファイルで容量は5MB程度以下としてください。なお、PDFに変換した上で、送付してください。

- 【応募様式】提案申請書

【応募期間】平成28年7月7日(木)～平成28年7月28日(木)17時必着

○電子メール受領の確認

提出資料の受領を当方で確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を記載して返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせください(電話番号は「7. その他」参照)。

※所属機関の承認書等の提出(郵送での提出)(公募要領3(1)のエ及びカに該当する者のみ)

所属機関の承認書及び事業実施に係る承諾・承認書については、電子メールにより電子ファイル(記入済のもの。押印不要)を提出し、かつ、押印済の原本を環境省宛に郵送してください(宛先は「7. その他」参照)。

締切:平成28年7月29日(金)(当日消印有効)

※郵送以外の場合は、締切日の当日までに確実に宛先に届く方法によること。

上記の全ての提出が整った時点で、応募を受け付けるものとします。いずれか一つでも提出が確認できない場合は、応募の完了とは見なしませんのでご注意ください。また、応募書類の作成に当たっては、

必ず作成要領に従って作成するようお願いいたします。なお、受付期間以降に当方で受け取った書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

(2) 提出に当たっての留意事項

事業代表者が責任を持って当方への提出を行っていただくようお願いいたします。なお、提出いただいたファイル等は返還しません。

(3) その他必要な事項

特許権等の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとします。

7. その他

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。電子メールの件名(題名)は「平成28年度バイオマスプラスチック事業公募に関する問い合わせ」としていただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>

〒100-8975

千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎5号館 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

バイオマスプラスチック事業担当

TEL: 03-5521-8339

FAX: 03-3580-1382

E-mail: chikyu-ondanka/atmark/env.go.jp

(注)迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。メール送信時は@に変換してください。

平成 28 年度バイオマスプラスチックの二酸化炭素削減効果及び信頼性等検証事業
に関する応募書類審査の手順について

1. 評価委員会による審査

外部有識者等により構成する平成 28 年度バイオマスプラスチックの二酸化炭素削減効果及び信頼性等検証事業審査委員会において、提出された応募書類の内容について審査を行う。なお、審査委員会は非公開とする。

2. 応募書類の審査方法

(1) 審査委員会委員は、委員毎に平成 28 年度バイオマスプラスチックの二酸化炭素削減効果及び信頼性等検証事業に関する応募書類審査基準及び採点表(別添2)に基づき、以下の採点基準で採点する。

【採点基準】

- ・ 10点 特に優れている
- ・ 8点 優れている
- ・ 6点 問題ない(採択しても良い水準に達している)
- ・ 4点 多少問題がある
- ・ 2点 問題がある

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「10点」の数が多き者を契約候補者とする。
- ② 「10点」の数が同数の場合は、「8点」の数が多き者を契約候補者とする。
- ③ 「8点」の数も同数の場合は、「6点」の数が多き者を契約候補者とする。
- ④ 「6点」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

平成28年度バイオマスプラスチックの二酸化炭素削減効果及び信頼性等検証事業に関する
応募書類審査基準及び採点表

事業名

審査委員

応募者

- 採点の目安 10点：特に優れている
8点：優れている
6点：問題ない(採択しても良い水準に達している)
4点：多少問題がある
2点：問題がある

審査基準		採点 (各10点満点)	コメント
a) 事業の意義	(1) 社会的意義 地球温暖化対策を推進する上での社会的・経済的・行政的な必要性が高いか。		
	(2) 技術的意義 採用する技術に実用性、先導性、発展性があるか。		
b) 事業の計画	目標設定は適切かつ十分か。また、技術開発・検討内容は、目標達成に当たって適切かつ十分であるか。		
c) 開発計画、実施体制	目標達成に当たって必要な体制が構築されているか。また、開発に関するリスクが十分考慮されているか。		
d) 事業化・普及の見込み、CO2削減効果	本業務完了後に事業化され、その普及によって2030年までにCO2削減効果が相当程度見込まれるか。		
e) 事前準備状況・関連技術開発	本事業を推進するに当たって十分な準備、関連技術の開発が行われているか。		
合計点		0	

経費が妥当であるかどうかを評価いただき、A(妥当)、B(やや経費過剰)、C(非常に経費過剰)の3段階でご記入ください。BまたはCとされた場合は、コメント欄にそのように判断された理由をご記入ください。

	評価 (A,B,Cの3段階)	コメント
経費の妥当性		